

# 平成**26**年改正労働安全衛生法の施行状況について

令和2年11月18日  
労働基準局安全衛生部計画課

# 化学物質管理のあり方の見直し（1）

## 平成26年改正のポイント

一定の危険有害性があるもの（ラベル表示・SDS交付の義務対象物質）について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置を義務付け※。

※結果に基づく措置は、法令に規定のあるもの（衛生基準含む。）については義務、規定がないものは努力義務。

## 13次防における目標・実施事項

### 1 計画のねらい

#### （3）計画の目標

- ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示とSDSの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示 60.0%、SDS交付 51.6%：2016年）とする。

### 4 重点事項ごとの具体的取組

#### （5）化学物質等による健康障害防止対策の推進

##### ア 化学物質による健康障害防止対策

##### （イ）リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための支援策を充実する。
- ・ 最新の科学的知見に基づき、ラベル表示・SDS交付の対象物質を見直す。
- ・ 作業環境測定の結果等と特殊健康診断の結果を結びつけるなど、総合的な健康確保対策が講じられる方策を検討する。

##### （ア）国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及びSDS交付の対象としている物質は663物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663物質以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きが認められる。このような状況を踏まえ、ラベル表示及びSDS交付の在り方について検討するとともに、国による支援の充実等必要な環境整備を推進する。

# 化学物質管理のあり方の見直し（2）

## 実施促進に向けた取組

- リスクアセスメント及びその結果を踏まえた措置の実施を支援・促進するため、簡易なツール（「CREATE SIMPLE」等）を開発し、セミナー等を通じて周知するとともに、リスクアセスメントの実施方法等についての相談支援を実施。（平成26年度～）
- ラベル表示・SDS交付の義務対象物質を10物質追加。（平成30年度施行）
- 令和元年9月に職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会を設置し、国によるリスク評価、化学物質等による労働災害防止対策、危険有害情報の伝達、化学物質等の管理に係る人材育成等のあり方を検討中。（令和元年度～）

## 実施状況

- 化学物質のリスクアセスメント実施率は低い割合にとどまっている状況。
- リスクアセスメントの実施支援ツールを活用したことのある事業場割合は約26%（平成30年調査）にとどまる。
- リスクアセスメントの結果に基づく措置が十分に実施されていない状況。

《リスクアセスメントの実施率》

	義務対象物質	義務以外の物質
全て実施	29.2%	21.6%
一部実施	13.7%	15.5%
未実施	4.5%	5.8%
不明	41.8%	48.8%
使用せず	10.8%	8.3%

出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）

# 化学物質管理のあり方の見直し（3）

## 今後の取組

- 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会において以下の事項を検討しており、検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

※年内に中間とりまとめ、来年夏頃に最終とりまとめ予定

- ・ リスクアセスメントの基本となるラベル表示・SDS交付義務対象物質の拡大。
- ・ 中小企業に対する支援措置の充実強化。
- ・ ラベル等に関する労働者教育、リスクアセスメントへの労働者参加の促進。
- ・ リスクアセスメントの実施率を上げるための取組・支援（人材面の対策を含む）。
- ・ リスクアセスメントの結果に基づく措置の徹底のための方策（保護具の適切な選択、使用、管理の確保含む）。
- ・ 作業環境管理と特殊健康診断を相互に関連させたより合理的な化学物質等の管理対策の実施。
- ・ 危険有害性の高い物質をリスク評価し、個別具体的な措置を法令に規定する個別管理を中心とする規制から、GHS分類により危険有害性が確認された物質を対象に、ラベル・SDSに基づくリスクアセスメントを基本とする自律的な管理を中心とする規制への規制体系の見直し。

# ストレスチェック制度の創設（1）

## 平成26年改正のポイント

- 常時使用する労働者に対して、心理的な負担の程度を把握するための医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者<sup>1</sup>に義務付け。  
※ 労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務。
- 検査の結果が一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導、その結果を踏まえた必要な場合における適切な就業上の措置を事業者<sup>1</sup>に義務付け。

## 13次防における目標・実施事項

- 1 計画のねらい
  - (3) 計画の目標
    - ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（37.1%：2016年）とする。
- 4 重点事項ごとの具体的取組
  - (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
    - ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
      - (ア) メンタルヘルス不調の予防
        - ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
        - ・ 産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
        - ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

# ストレスチェック制度の創設（2）

## 実施促進に向けた取組

- ストレスチェック制度の基本的考え方、検査すべき3つの領域、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置、労働者に対する不利益な取扱いの禁止等について、労働安全衛生規則、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に規定し、公表。（平成27年度）
- 労働局・労働基準監督署、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じたストレスチェック制度に関する周知啓発。（平成27年度～）
- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（平成28年度～）や職場のメンタルヘルスシンポジウム（平成29年度）等を通じた、集団分析結果を活用した職場環境改善等のストレスチェック制度に関する企業の取組事例の収集・情報提供。
- ストレスチェック制度実施マニュアル、医師向け面接指導マニュアル、ストレスチェック制度関係Q&Aの公表。（平成27年度～）
- 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム※の厚生労働省HPでの無料配布・専用コールセンターの設置。（平成27年度～）  
※集団分析の機能を向上させる改修等を実施。（平成30年度）
- （独）労働者健康安全機構による各種支援の実施
  - ・ ストレスチェック制度サポートダイヤルの設置。（平成27年度～）
  - ・ ストレスチェックの実施や事後措置等を行う医師等を選任した小規模事業場への助成。（平成27年度～）
  - ・ ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善を実施した事業場への助成。（平成29年度～）
  - ・ 産業保健総合支援センターによる、専門的相談対応、事業場への個別訪問指導、研修の実施。（平成27年度～）
  - ・ 地域産業保健センターによる、小規模事業場における高ストレス者に対する面接指導の実施。（平成27年度～）

## 実施状況

- ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、ストレスチェックを実施した事業場は80.3%。
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場は63.7%。（平成30年労働安全衛生調査（実態調査）特別集計）

## 今後の取組

- ストレスチェック制度の効果検証を行う調査事業（令和3年度概算要求）やストレスチェック制度の実施状況等を踏まえ、小規模事業場におけるストレスチェックの取組を支援しつつ、ストレスチェック制度の一層の普及方策等を検討。

# 受動喫煙防止対策の推進（１）

## 平成26年改正のポイント

- 職場の受動喫煙対策について、
  - ① 事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする事
  - ② 国が必要な援助に努めることとされた。

## 13次防における目標・実施事項

### 4 重点事項ごとの具体的取組

#### （５）化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。
- ・ 受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務上の作業について、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減や保護具の着用等による効果を検証し、受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

# 受動喫煙防止対策の推進（2）

## 実施促進に向けた取組

- 平成30年7月25日に公布された改正健康増進法が、令和2年4月1日に施行され、一部の経過措置対象を除き、一般の事業所については屋内禁煙となり、喫煙専用室以外では禁煙となった。
  - また、改正健康増進法に伴い、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月1日）を策定し、改正健康増進法及び労働安全衛生法により事業者が実施すべき措置等を一体的に示した。  
ガイドラインでは、受動喫煙を受ける蓋然性の高い喫煙専用室等の清掃作業における配慮事項についても明記。
  - 改正健康増進法の経過措置期間中に受動喫煙防止対策に自発的に取り組む事業所への支援のため、
    - ・ 喫煙専用室の設置等に要する費用の一部について中小事業者を助成  
（令和元年度の受動喫煙防止対策助成金の交付件数は2,529件で、金額は19.2億円）
    - ・ 職場の受動喫煙防止対策に係る相談支援事業（電話相談、実地指導）  
（令和元年度の電話相談は3,427件、実地指導は412件実施）
    - ・ 喫煙専用室等の要件適合状況の確認を行う測定機器（粉じん計、風速計）貸出事業  
（令和元年度の機器貸出は1,302件実施）
- を行い、受動喫煙防止対策の実施を促進。

## 実施状況

- 平成24年において受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は81.8%であったが、上記のような取組もあって、平成30年度においては88.5%と増加し、事業所における受動喫煙対策が進んでいる。（労働安全衛生調査）

## 今後の取組

- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」について周知啓発。
- 受動喫煙防止対策に取り組む中小事業場に対し、助成金や相談支援による支援。

# 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

## 平成26年改正のポイント

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が企業単位での「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができる制度を導入。
  - ※ 計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。

## 実施促進に向けた取組

- 重大な労働災害の範囲、特別安全衛生改善計画の作成を指示できる対象となる場合について、労働安全衛生規則に規定。
- 死傷病報告をもとに、該当する企業の有無を定期的にチェック。

## 実施状況

- 改善計画の作成を指示した企業は1社であり、当該事業場では、改善計画に基づいた取組を実施。

## 今後の取組

- 死傷病報告をもとに、規定に該当する企業の有無を定期的にチェックし、該当する企業があった場合には、適切に改善計画の作成を指示。

# 外国に立地する検査機関等の登録

## 平成26年改正のポイント

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられる制度を導入。

## 実施促進に向けた取組

- 登録にあたって専門家の同行のもと実地調査を行うなど、厳格な審査を実施。監査等により把握した不適正な事案に対して指導を実施。
- 外国で製造された型式検定対象機械が構造規格に適合することを確認するため、輸入され国内で流通している機械の買取試験を実施。

## 実施状況

- 外国立地の登録型式検定機関として3機関を登録。
- 外国立地の製造時等検査機関、性能検査機関、個別検定機関は登録されていない。
- 令和元年には、253件の検定を実施。

## 今後の取組

- 新たな機関の登録時における厳格な審査、監査における厳正な確認、買取試験の実施等により、制度の適正な運用を担保。

# 大規模な生産ラインの新設等に係る届出の廃止

## 平成26年改正のポイント

- 一定規模以上の特定業種の事業場で生産ライン等を新設・変更する場合の事前の計画の届出（改正前の法第88条第1項に基づく届出）を廃止。

## 実施促進に向けた取組

- リーフレット、説明会により周知。

## 実施状況

- 届出の廃止に伴う影響は確認されていない。

※ 特に危険・有害な機械等の設置等については、現安衛法第88条第1項（改正前第2項）で業種・規模を問わず届出を義務付けており、これにより機械等に関する安全衛生水準を担保しており、第1項の届出の廃止に伴う影響は確認されていない。

## 今後の取組

- 現安衛法第88条第1項（改正前第2項）の適切な運用に努めていく。

# 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

## 平成26年改正のポイント

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

## 実施促進に向けた取組

- 型式検定のために必要となる「電動ファン付き呼吸用保護具の規格」（平成26年厚生労働省告示第455号）を策定。
- 市場における電動ファン付き呼吸用保護具の性能を確認するため、毎年度実施している呼吸用保護具の性能の確保のための買取試験における試験の対象に、型式の登録を受けた電動ファン付き呼吸用保護具を追加。
- また、平成30年度を初年度とする第9次粉じん障害防止総合対策における重点事項の一つに「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」を掲げ、じん肺管理区分が管理2及び3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう勧奨し、その旨を周知パンフレットにも記載。

## 実施状況

- 検定機関については、1機関。
- 型式の登録を受けた電動ファン付き呼吸用保護具は、以下のとおり。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計登録数
件数	46件	24件	18件	9件	13件	2件	112件

## 今後の取組

- 適切な呼吸用保護具の使用の促進及び買取試験の実施による電動ファン付き呼吸用保護具の適正性の確保に取り組む。

# (参考) 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)の概要

## 化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ・ 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・ 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・ 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

### 1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者には危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

### 2. ストレスチェック制度の創設

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者には義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

### 3. 受動喫煙防止対策の推進

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

### 4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。)

### 5. 外国に立地する検査機関等の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

### 6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出(法第88条第1項)を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

※ 労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第7条

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の労働安全衛生法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(平成27年6月1日施行)